

## 瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和5年7月18日(火) 10時から10時45分

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (8人)

会長	11番	堯	文俊
	1番	森	正三郎
	2番	田中	勝弘
	3番	碩	悟
	5番	岡野	正郎
	6番	元	克美
	9番	川島	博
	10番	数原	菊美

4.欠席委員 (2人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第19号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第20号 非農地証明について

第5 議案第21号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第6 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

局長 永井健一郎

次長 川畑 金徳

主事 堀江 美彩

会計年度任用職員 大黒 佐江子

7.会議の概要

事務局	<p>みなさん、おはようございます。それでは定刻となりましたので、ただいまから第7回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の委員の出席状況でございますが、出席委員は8名で、定足数に達しており、本日の総会は成立していることを御報告いたします。またこの回でこのメンバーで行う最後の総会となりますので、みなさん忌憚のない意見をお願いします。</p> <p>それでは堯会長、挨拶をお願いします。</p>
議長	【挨拶】
事務局	<p>ありがとうございました。それではこれより議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第6条に基づきまして、堯会長に議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは会を進めてます。日程1、議事録署名委員の指名をいたしたいと思います。5番岡野委員、6番元委員を指名いたします。よろしいですね。</p> <p>【異議なし】の声が聞こえる</p> <p>日程2、会期は本日1日限りといたします。</p> <p>日程3、議案第19号1を議題といたします。元委員はこの議題が終わるまで退席をお願いします。調査委員が吉見推進委員と永井委員となっておりますが、永井委員が休みですので、吉見推進委員のほうから調査説明をお願いいたします。</p>
吉見推進委員	<p>永井委員が急遽欠席ということで私のほうで報告させていただきます。議案第19号1、農地法第3条の規定による許可について。調査員は先ほども言いましたが、私と永井委員、そして事務局の3人で行いました。</p> <p>土地の表示 「瀬戸内町大字篠川字尾崎677番8」、畑、219.39㎡ 対価は贈与であります。</p> <p>譲渡人：茨城県龍ヶ崎市〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 受贈でございます。</p> <p>以下はお目通し願いましてご審議くださるようお願いいたします。</p>
議長	<p>調査説明は終わりました。これから議案19号1の審議に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>【質疑なし】の声が聞こえる</p> <p>質疑ないようですので質疑を終結いたします。それでは議案第19号1を採決いたします。議案第19号1は原案通り賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】 挙手多数であります。したがって議案第19号1は原案通り決定されました。</p> <p>同じく日程3、議案第19号2。調査員が徳推進委員と数原委員となっておりますが数原委員から。えっ徳さんに？徳さんお願いします。</p>
徳推進委員	<p>はい、それでは私のほうから報告させていただきます。議案第19号2、農地法第3条の規定による許可について</p> <p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字野見山字ミドリ66番」、田、158㎡ ②「瀬戸内町大字野見山字ミドリ67番」、田、89㎡ ③「瀬戸内町大字野見山字ミドリ68番」、田、171㎡ ④「瀬戸内町大字野見山字ミドリ80番1」、田、251㎡</p>

	<p>⑤「瀬戸内町大字野見山字タガリヤ 109 番」、畑、203 m<sup>2</sup>  ⑥「瀬戸内町大字野見山字タガリヤ 110 番」、畑、1,040 m<sup>2</sup>  ⑦「瀬戸内町大字秋徳字津久畑 420 番」、畑、198 m<sup>2</sup>  ⑧「瀬戸内町大字秋徳字津久畑 432 番」、畑、264 m<sup>2</sup>  ⑨「瀬戸内町大字秋徳字津久畑 433 番」、畑、1,120 m<sup>2</sup>  ⑩「瀬戸内町大字秋徳字津久畑 438 番」、畑、2,317 m<sup>2</sup>      合計 10 筆 5,811 m<sup>2</sup></p> <p>対価は贈与であります。  譲渡人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏  譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 理由は受贈でございます。あ  とはお目通しの上、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、調査説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませ  んか。</p> <p>【質疑なし】の声が聞こえる</p> <p>質疑ないようですので質疑を終結いたします。それでは議案第 19 号 2 を採決い  たします。議案第 19 号 2 は原案通り賛成の方は挙手願ひします。</p> <p>【全員挙手】  挙手多数であります。したがって議案第 19 号 2 は原案通り決定されました。</p> <p>同じく日程 3 の第 19 号 3、農地法第 3 条の規定による許可についてを議題とい  たします。調査員が碩委員と私、堯となっておりますが碩委員のほうから説明お願  ひします。</p>
<p>3 番委員</p>	<p>議案第 19 号 3、農地法第 3 条の規定による許可について報告いたします。調査  員は私、堯委員、それから事務局のほうから堀江さんの 3 名で行って来ました。</p> <p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字節子字小アンキヤ 86 番 1 」、畑、2,462 m<sup>2</sup>  ②「瀬戸内町大字節子字虎地 193 番」、畑、971 m<sup>2</sup>  ③「瀬戸内町大字節子字三田 265 番」、畑、1,162 m<sup>2</sup>  ④「瀬戸内町大字節子字三田 266 番」、畑、1,792 m<sup>2</sup>  ⑤「瀬戸内町大字節子字三田 267 番」、畑、399 m<sup>2</sup>  ⑥「瀬戸内町大字節子字語仁屋川 339 番 1」、畑、114 m<sup>2</sup>  ⑦「瀬戸内町大字節子字語仁屋川 505 番」、畑、382 m<sup>2</sup>  ⑧「瀬戸内町大字節子字前田 981 番 4」、畑、660 m<sup>2</sup>  ⑨「瀬戸内町大字節子字古志 1505 番イ」、畑、429 m<sup>2</sup>      合計 9 筆 8,371 m<sup>2</sup></p> <p>対価は 9 筆で 30 万円です。  譲渡人：沖縄県島尻郡与那原町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏  理由：売買です  譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏  以下、お目通りお願ひします。よろしくお願ひします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案の説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませ  んか。</p> <p>【質疑なし】の声が聞こえる</p> <p>質疑ないようですので質疑を終結いたします。それではこの議案第 19 号 3 を採  決いたします。議案第 19 号 3 については原案通り賛成の方は挙手願ひします。</p>

	<p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数であります。したがって議案第 19 号 3 は原案通り決定されました。</p> <p>日程 4、議案第 20 号 1、非農地証明についてを議題といたします。調査員は碩委員、田中委員、私、堯となっておりますが碩委員お願いします。</p>
3 番委員	<p>議案第 20 号 1、非農地証明について、調査員は私、堯委員、田中委員、事務局から川畑さん、堀江さんで行って来ました。</p> <p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字阿木名字湊 2171 番」、田、128 m<sup>2</sup></p> <p>②「瀬戸内町大字阿木名字湊 2172 番」、田、317 m<sup>2</sup></p> <p>③「瀬戸内町大字阿木名字湊 2173 番」、田、135 m<sup>2</sup> 合計 3 筆で 580 m<sup>2</sup>です。</p> <p>願出人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>登記名義人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>非農地に至った理由並びに現在の管理状況：</p> <p>申請地は登記上田んぼであったようだが、海浜地区であったことから農地には適さず長年耕作放棄されていた土地であった。そのようなことから、夫である〇〇〇〇が平成 12 年に 2172 番地を購入し、平成 15 年に別荘を新築したのである。</p> <p>しかしながら、〇〇は平成 16 年 9 月に死亡したことであるから、妻である〇〇が本土地を以後管理することとなり、20 年近い年月が経過し現在に至っている。</p> <p>なお、2171 番地、2173 番地も政利が屋敷として長年利用していたことから、妻である〇〇が管理し、3 筆とも〇〇〇〇が登記名義人となっております、このような事情と現況に合わせるためにも、今般、本申請地を宅地へと地目変更すべく非農地申請をすることとなった。</p> <p>証明書発行基準：瀬戸内町農業委員会非農地証明書交付事務処理要領第 2 条第 1 項第 6 項を宅地として 10 年以上経過しているとございます。以上です。よろしくお願いします。</p>
議長	調査説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか。
9 番委員	はい、9 番。
議長	はい、川島委員。
9 番委員	その土地というのは、昭和 27 年より後に建っているんですね。先ほど言われた通り、非農地証明の発行基準の 4 項に「人為的に転用した土地で、転用事実行為から 10 年以上経過しており、農地行政上特に支障が無いと認められる土地」それと、6 項「住宅等の敷地として利用され、建築後概ね 10 年以上経過している土地」ということで、これは認められると思うんですが、この建物以外の土地は農地として利用できない状況ですかね。
3 番委員	周りは家々の出入りとかがありまして、そこを農地にしますと、出入りができないとか、駐車場にできないということでもあります。それからその屋敷の北側は墓です。西のほうも道路を挟んでお墓になっております。東側のほうは個人の住宅地となっております、この屋敷以外のところを農地にしますと、生活ができないと、ということであろうかと思えます。以上です。
議長	ただいま説明の通り、ここはこう、きれいな畑みたいになっているけど、入れる土自体も畑にされるようなあれじゃない。昔は、ちょっと雨が降ったら池になり

	<p>よった所。そこに盛り土して、こうしてガラガラの石ころを持って来て、そういう土地の状態。</p> <p>他にご意見ございませんでしょうか。</p> <p>【質疑なし】の声が聞こえる</p>
	<p>質疑ないようですので、質疑を終結いたします。それでは、議案第 20 号 1、非農地証明についてを採決いたしたいです。議案第 20 号 1 は原案通り賛成の方は挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数であります。したがって議案第 20 号 1 は原案どおり決定されました。</p>
	<p>同じく日程 4、議案第 20 号 2 を議題といたします。調査員が田中委員、森委員、岡野委員となっておりますが、田中委員からお願いします。</p>
2 番委員	<p>議案第 20 号 2、非農地証明についてご説明いたします。調査員は田中、森委員、岡野委員、事務局より 2 名、あと久保行政書士で立ち会いました。</p> <p>土地の表示</p> <p>「瀬戸内町大字古仁屋字古見田 1180 番 27」、畑、350 m<sup>2</sup></p> <p>合計 1 筆 350 m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>願出人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>登記名義人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>非農地に至った理由並びに現在の管理状況：</p> <p>申請地区域は登記上、畑となっていたようだが、高台住宅地として平成 4 年に宅地造成ののち、分譲されていったような経緯がある。農業をするにも急こう配であることから、もともと農地性も厳しい環境であった。分譲後に、(株)〇〇〇〇が作業場として利用し、鉄骨の倉庫（約 64 m<sup>2</sup>）を建てたようであるが、その後は他の業者が作業場として貸していたようである。その後、平成 26 年に買うこととなった。</p> <p>本申請地において、本来は(株)〇〇〇〇が農地転用手続きを経て宅地または雑種地へと地目変更すべきものであったと思うが、今となっては致し方ない状況が続いたわけである。このような事情と現況に合わせるためにも、本申請地を宅地または雑種地へと変更すべく非農地申請をすることになった。</p> <p>証明書発行基準：瀬戸内町農業委員会非農地証明書交付事務処理要領第 2 条第 1 項第 6 項を適用しています。あと見取図と写真等あります。以下お目通しいたきたいと思います。以上です。</p>
議長	調査説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか。
9 番委員	はい。
議長	はい、川島委員。
9 番委員	建物自体は舗装されているの。
2 番委員	はい。
議長	はい、田中委員
2 番委員	これは砂利地であります。建物はセメントがひいてありますが、その前は砂利地になっております。固めた形になっております。
議長	他に質疑ありませんか。 <p>【質疑なし】の声が聞こえる</p>

	<p>質疑ないようですので、質疑を終結いたします。それでは、議案第 20 号 2 を採決いたします。原案通り賛成の方は挙手を願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p> <p>挙手多数であります。したがって議案第 20 号 2 は原案どおり決定されました。</p>
	<p>日程 5、議案 21 号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定についてを議題といたします。事務局のほうから説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第 21 号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定についてを説明いたします。資料の 13 ページから 16 ページでご説明いたします。まず、13 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積の利用権設定について、公告日を令和 5 年 7 月 25 日を予定しております。内容につきましては、畑 4 件、4 筆で、貸し手 4 人、借り手 3 人、合計面積 1,618 ㎡となっております。内容の詳細については、14 ページ、15 ページに計画総括表として記載しておりますので、後ほどご覧ください。それでは個々にご説明いたします。資料の 16 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 21 農地の所在地「大字蘇刈字名語長 79 番」、現況地目「畑」、502 ㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、対象作物は野菜類で生産拡大を図るものです。存続期間は 10 年間となっております。</p> <p>次に整理番号機構 7 農地の所在地「大字久慈字川内ノ五 717 番 4」、現況地目「畑」、388 ㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が農地中間管理機構で、転貸で〇〇〇〇氏、賃貸借によるもので、対象作物は果樹で生産拡大を図るものです。存続期間は 10 年間となっております。</p> <p>整理番号機構 8 農地の所在地「大字久慈字川内ノ五 685 番 2」、現況地目「畑」、228 ㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が農地中間管理機構で、転貸で〇〇〇〇氏、賃貸借によるもので、対象作物は果樹で生産拡大を図るものです。存続期間は 10 年間となっております。</p> <p>整理番号機構 9 農地の所在地「大字蘇刈字嘉鉄俣 171 番 9」、現況地目「畑」、500 ㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が農地中間管理機構で、転貸で〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、対象作物は果樹で生産拡大を図るものです。存続期間は 10 年間となっております。</p> <p>以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、議案の説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか。はい、川島委員。</p>
9 番委員	<p>質問というより、ちょっと聞きたいんですけど。機構の 7,8。今回水害を受けた土地ですよ。</p>
事務局	<p>です。</p>
9 番委員	<p>そのまま土砂も残したまま。</p>
事務局	<p>はい。これについてちょっと事務局のほうから説明します。</p> <p>今回ですね、〇〇君の借りてる土地がですね、土石が流入して溜まっている状況です。今後、現況を復旧するにしても、だいぶ時間がかかるような感じなので、今回利用権設定は通すんですけど、今後賃貸でお金もかかりますので、今後合意解約をすすめていきたいと考えているところです。</p>

	川内についても〇〇君が利用権設定してる全てのことを解約しますので、今後またこの総会で審議したいと思いますのでよろしくお願いします。
議長	他に質疑ありませんか。 【質疑なし】の声が聞こえる
	他に質疑ないようですので質疑を終結いたします。それでは議案第 21 号、採決いたします。議案第 21 号は原案通り賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 挙手多数であります。したがって議案第 21 号は原案通り決定されました。
	日程 6、報告第 12 号、事務局から報告をお願いします。
事務局	はい。報告第 12 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 土地の表示 「瀬戸内町大字諸鈍字大田 857 番 5」、「畑」、1,211 m <sup>2</sup> 合計 1 筆 1,211 m <sup>2</sup> 。 権利を取得した者：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 権利を取得した日：令和 2 年 12 月 16 日 権利を取得した事由：相続 取得した権利の種類及び内容：種類（所有権） 農業委員会によるあっせん等の希望の有無：希望しない 届出の年月日：令和 5 年 6 月 30 日 以上です。
議長	報告第 12 号はこれは報告で終わりたいと思います。日程 7、引き続き協議会に入りたいと思います。諸般の報告を事務局のほうからお願いいたします。
	協議会 (1) 行事予定について (2) その他
事務局	以上を持ちまして、第 7 回農業委員会総会を終わります。 一同 礼

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和 5 年 7 月 18 日

署名委員

署名委員